

## 平成21年度 市町村等公営企業決算の概要(速報)

平成22年10月29日  
京都府総務部自治振興課  
(税財政担当 075-414-4454)

京都市を除く府内14市11町村2一部事務組合の平成21年度公営企業決算の概要は以下のとおりです。

### 1. 地方公営企業の事業数

- 事業数：119事業（法適用33事業、法非適用86事業）
- 事業数の増減：1事業の増（京丹波町が介護サービス事業を開始）

<平成21年度 公営企業事業数一覧>

団体名	法適用事業						法非適用事業								合計	
	上水道	ガス	病院	介護	下水道	計	簡易水道	港湾	市場	と畜	地域開発	駐車場	介護	下水道		計
福知山市	1	1	1			3	1		1	1	1			4	8	11
舞鶴市	1		1			2	1	1	1			1		6	10	12
綾部市	1		1			2	1				1	1		3	6	8
宇治市	1					1	1							1	2	3
宮津市	1					1	1				2			1	4	5
亀岡市	1		1		1	3	1							3	4	7
城陽市	1				1	2										2
向日市	1					1								1	1	2
長岡京市	1					1						1		1	2	3
八幡市	1					1						1		1	2	3
京田辺市	1					1								2	2	3
京丹后市	1		1			2	1				1		1	5	8	10
南丹市	1					1	1							3	4	5
木津川市	1					1	1							1	2	3
大山崎町	1					1								1	1	2
久御山町	1					1								1	1	2
井手町	1					1	1							1	2	3
宇治田原町	1					1	1							2	3	4
笠置町							1						1		2	2
和束町							1						1	1	3	3
精華町	1		1			2	1						1	1	3	5
南山城村							1								1	1
京丹波町			1			1	1						1	5	7	8
伊根町							1						1	1	3	3
与謝野町	1					1	1				1			3	5	6
南丹病院組合			1			1										1
山城病院組合			1	1		2										2
<b>合計(H21)</b>	<b>20</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>33</b>	<b>18</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>48</b>	<b>86</b>	<b>119</b>
合計(H20)	20	1	9	1	2	33	18	1	2	1	6	4	5	48	85	118
差引(増減)						0							1		1	1

※法適用事業とは、地方公営企業法の適用を受けて実施する公営企業を示す。

※一部事務組合による病院事業の構成市町村は以下のとおり。

南丹病院組合：亀岡市、南丹市、京丹波町      山城病院組合：木津川市、笠置町、和束町、南山城村

## 2 府内地方公営企業の決算概要（速報）

### ■「資金不足」が生じており経営が苦しい地方公営企業

下表において□部分の公営企業（5団体、8事業）

※上記以外の地方公営企業は「剰余額等」が生じており現段階で経営に問題はない

### ■地方公営企業法適用事業の状況（剰余額又は不良債務の状況「流動資産－流動負債」）

（単位：千円）

	上水道	ガス	病院	下水道	介護
福知山市	874,735	637,329	1,530,146		
舞鶴市	381,332		69,295		
綾部市	1,086,656		1,118,025		
宇治市	1,874,633				
宮津市	161,888				
亀岡市	2,737,438		824,304	▲ 14,842	
城陽市	573,374			▲ 763,160	
向日市	405,545				
長岡京市	1,352,877				
八幡市	1,094,597				
京田辺市	3,711,212				
京丹后市	942,615		142,753		
南丹市	1,764,760				
木津川市	1,833,367				
大山崎町	305,383				
久御山町	924,366				
井手町	296,130				
宇治田原町	567,036				
笠置町					
和束町					
精華町	1,682,713		30,064		
南山城村					
京丹波町			363,160		
伊根町					
与謝野町	317,367				
南丹病院組合			2,279,640		
山城病院組合			1,071,775		65,146

### ■地方公営企業法非適用事業の状況（実質収支の状況）

（単位：千円）

	簡易水道	下水道	港湾	市場	と畜	介護	地域開発	駐車場
福知山市	2,083	170,751		1,340	0		▲ 3,308,870	
舞鶴市	17,183	40,662	4	651				27,285
綾部市	0	0					0	0
宇治市	0	0						
宮津市	0	▲ 133,914					▲ 95,775	
亀岡市	33,859	5,686						
城陽市								
向日市		11,931						
長岡京市		5,964						4,830
八幡市		226,299						1,372
京田辺市		672						
京丹后市	9,667	76,208				45,630	38,205	
南丹市	18,471	42,983						
木津川市	3,331	15,734						
大山崎町		18,890						
久御山町		3,797						
井手町	11,791	7,093						
宇治田原町	584	3,324						
笠置町	5,171					0		
和束町	8,004	4,866				0		
精華町	107	0				8,072		
南山城村	100							
京丹波町	778	110				1,078		
伊根町	177	69				788		
与謝野町	14,799	499					▲ 136,270	

注1：空欄は事業を行っていない団体であり、「0」は収支の差し引きがゼロの団体を示す

注2：財政健全化法の「資金不足比率」は解消可能額等を控除するため、上記の赤字額が直接反映しない

**(参考) 黒字事業数、赤字事業数**

(単位：事業数)

		H21年度(A)		H20年度(A)		増減額(A)-(B)		備 考
		黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	
法適用	上水道	20		20				
	ガス	1		1				
	病院	9		8	1	1	▲ 1	1企業が黒字に好転
	介護	1			1	1	▲ 1	1企業が黒字に好転
	下水道		2	1	1	▲ 1	1	1企業が赤字に転落
	小計	31	2	30	3	1	▲ 1	
法非適用	簡易水道	18		17	1	1	▲ 1	1企業が黒字に好転
	港湾	1		1				
	市場	2		2				
	と畜	1		1				
	地域開発	2	4	2	4			
	駐車場	4		4				
	介護	6		5		1		1企業が事業開始
	下水道	46	2	45	3	1	▲ 1	1企業が黒字に好転
小計	80	6	77	8	3	▲ 2		
合計	111	8	107	11	4	▲ 3		

注1：「法適用企業の黒字(赤字)」とは、「流動資産－流動負債」で示している。

注2：「法非適用企業の黒字(赤字)」とは、「実質収支(収入額－支出額－翌年度繰越額)」で示している。

■ **黒字事業数：111事業** (H20年度：107事業)

■ **赤字事業数：8事業** (H20年度：11事業)

- ・下水道(4事業)：亀岡市(公共)、城陽市(公共)、宮津市(公共)、福知山市(特環)
- ・地域開発(4事業)：福知山市、宮津市(臨海土地造成、住宅用地造成)、与謝野町

■ **病院事業で1公営企業が黒字に好転した。(舞鶴市民病院)**

- ・入院患者、外来患者の回復に伴い、医業収益が前年比約145百万円の増となったこと、また、医業費用の抑制により資金不足が解消し、黒字となった。

■ **介護事業(法適用)が黒字に好転した。(山城病院組合)**

- ・介護施設の利用者が増加し、サービス利用料が増収となり、資金不足が解消し、黒字となったもの。

■ **下水道事業で1公営企業が赤字に転落した。(亀岡市)**

- ・有収水量が減少したことにより下水道使用料が前年比35百万円減収し、資金不足が生じ赤字となった。

### 3. 財政健全化法に係る資金不足比率の状況

- 財政健全化法の施行により地方公営企業の財政状況を「資金不足比率」で判断するとされている。
- 財政健全化法で定める国の基準値は「20%（早期健全化基準）」である。
- 資金不足比率が20%を超過した公営企業は「該当なし」であった。

	区 分		資金不足比率		資金不足の状況等
			H20年度	H21年度	
福知山市	地域開発事業	福知山駅周辺土地区画整理	4.0%	—	事業長期化に伴う地価下落の影響等で資金不足が発生していたが、保留地販売により、収益があったこと、一般会計からの繰入により資金不足が解消。
		福知山駅南土地区画整理	19.4%	—	事業長期化に伴う地価下落の影響等で資金不足が発生していたが、基金の取り崩しによる一般会計からの繰入、保留地の販売益（142百万円）により資金不足が解消。
		福知山石原土地区画整理	17.7%	12.3%	事業長期化に伴う地価下落の影響等で資金不足が発生しており、土地の売却収入があったこと、一般会計からの繰入により資金不足が縮減された。
舞鶴市	病院事業	市民病院	2.8%	—	深刻な医師不足により経営状態が悪化し資金不足が発生していたが、医師確保による増収、また、外来患者の回復等に伴い、収益増となったことに加え、今後の再編に向けた赤字解消のための一般会計からの繰入により資金不足が解消した。
宮津市	下水道事業	公共下水道	0.9%	—	料金収入により資本費等が賄えておらず、資金不足が発生していたが、一般会計からの繰入を増額したことにより、資金不足が解消された。
城陽市	下水道事業	公共下水道	19.3%	15.5%	早期整備を最優先に進めたことから、急激な整備により元利償還が膨らみ、資金不足が発生していたが、H20年度から法適化し料金改定の実施、水洗化率向上等により料金収入が増となったことで、資金不足が縮減された。
与謝野町	地域開発事業	日吉ヶ丘団地 算所団地 大同団地	0.4%	1.3%	土地の売却が進まないことにより資金不足が生じており、H21については土地売却実績がなく、資金不足比率が悪化した。
山城病院 組 合	介護事業	介護老人保健施設やましろ	0.2%	—	過去の施設整備の財源として発行した地方債の元金償還が始まったことにより支出が増加し、収入をもって賄えないことから資金不足が発生したが、サービス利用料が増となったこともあり、資金不足が解消した。

注1：資金不足比率の算出方法は以下のとおり

①法適用企業の場合・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額 = (流動負債 - 流動資産) - 解消可能資金不足額  
事業の規模 = 営業収益の額

②法非適用企業の場合・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 - 解消可能資金不足額  
事業の規模 = 営業収益の額

#### 4. 他会計繰入金の状況

(単位：千円)

		H21年度(A)			H20年度(B)			増減額(A)-(B)		
		繰入金 合計	基準内 繰入金	基準外 繰入金	繰入金 合計	基準内 繰入金	基準外 繰入金	繰入金 合計	基準内 繰入金	基準外 繰入金
法適用	上水道	1,257,360	325,947	931,413	654,263	214,468	439,795	603,097	111,479	491,618
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	4,860,594	3,899,091	961,503	5,762,938	3,799,526	1,963,412	▲ 902,344	99,565	▲ 1,001,909
	介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道	1,261,094	1,206,021	55,073	1,706,545	1,253,971	452,574	▲ 445,451	▲ 47,950	▲ 397,501
	小計	7,379,048	5,431,059	1,947,989	8,123,746	5,267,965	2,855,781	▲ 744,698	163,094	▲ 907,792
法非適用	簡易水道	2,478,789	1,537,725	941,064	2,062,015	1,544,351	517,664	416,774	▲ 6,626	423,400
	港湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市場	125,074	4,074	121,000	104,847	4,847	100,000	20,227	▲ 773	21,000
	と畜	2,510	0	2,510	3,996	0	3,996	▲ 1,486	0	▲ 1,486
	地域開発	1,004,221	0	1,004,221	1,028,825	0	1,028,825	▲ 24,604	0	▲ 24,604
	駐車場	5,370	5,370	0	5,670	5,670	0	▲ 300	▲ 300	0
	介護	34,354	0	34,354	9,826	0	9,826	24,528	0	24,528
	下水道	16,278,270	9,513,043	6,765,227	15,428,531	9,666,212	5,762,319	849,739	▲ 153,169	1,002,908
	小計	19,928,588	11,060,212	8,868,376	18,643,710	11,221,080	7,422,630	1,284,878	▲ 160,868	1,445,746
合計	27,307,636	16,491,271	10,816,365	26,767,456	16,489,045	10,278,411	540,180	2,226	537,954	

注1：「基準内繰入金」とは総務省からの繰入基準に係る通知に基づいて一般会計等からの繰入れたものを示す

#### 6. 料金収入等の状況

(単位：千円)

		H21年度(A)	H20年度(B)	増減額(A)-(B)	備考
法適用	上水道	17,883,467	18,075,756	▲ 192,289	水道料金収入
	ガス	652,300	715,650	▲ 63,350	ガス料金収入
	病院	32,203,571	30,770,532	1,433,039	医業収入(入院・外来)
	介護	469,373	418,373	51,000	介護サービス料金収入
	下水道	2,383,691	2,291,496	92,195	下水道料金収入
	小計	53,592,402	52,271,807	1,320,595	
法非適用	簡易水道	2,629,474	2,838,109	▲ 208,635	水道料金収入
	港湾	0	0	0	施設使用料
	市場	38,967	40,058	▲ 1,091	市場使用料収入
	と畜	1,043	938	105	使用料収入
	地域開発	580,620	415,027	165,593	土地売払収入
	駐車場	58,269	63,077	▲ 4,808	駐車場料金収入
	介護	671,521	621,291	50,230	介護サービス料金収入
	下水道	12,472,223	12,460,029	12,194	下水道料金収入
	小計	16,452,117	16,438,529	13,588	
合計	70,044,519	68,710,336	1,334,183		

H21年度 府内市町村 公営企業の決算概要（速報）

（単位：千円）

	地方公営企業法 適用事業(剰余金又は不良債務の状況)					地方公営企業法 非適用事業(実質収支の状況)							
	上水道	ガス	病院	下水道	介護	簡易水道	下水道	港湾	市場	と畜	介護	地域開発	駐車場
福 知 山 市	874,735	637,329	1,530,146			2,083	170,751		1,340	0		▲ 3,308,870	
舞 鶴 市	381,332		69,295			17,183	40,662	4	651				27,285
綾 部 市	1,086,656		1,118,025			0	0					0	0
宇 治 市	1,874,633					0	0						
宮 津 市	161,888					0	▲ 133,914					▲ 95,775	
亀 岡 市	2,737,438		824,304	▲ 14,842		33,859	5,686						
城 陽 市	573,374			▲ 763,160									
向 日 市	405,545						11,931						
長 岡 京 市	1,352,877						5,964						4,830
八 幡 市	1,094,597						226,299						1,372
京 田 辺 市	3,711,212						672						
京 丹 後 市	942,615		142,753			9,667	76,208			45,630	38,205		
南 丹 市	1,764,760					18,471	42,983						
木 津 川 市	1,833,367					3,331	15,734						
大 山 崎 町	305,383						18,890						
久 御 山 町	924,366						3,797						
井 手 町	296,130					11,791	7,093						
宇 治 田 原 町	567,036					584	3,324						
笠 置 町						5,171				0			
和 束 町						8,004	4,866			0			
精 華 町	1,682,713		30,064			107	0			8,072			
南 山 城 村						100							
京 丹 波 町			363,160			778	110			1,078			
伊 根 町						177	69			788			
与 謝 野 町	317,367					14,799	499				▲ 136,270		
南丹病院組合			2,279,640										
山城病院組合			1,071,775		65,146								

注1：法適用企業の剰余額又は不良債務額は「流動資産－流動負債」の額である

注2：空欄は事業を行っていない団体であり、「0」は収支の差し引きがゼロの団体を示す

注3：財政健全化法の「資金不足比率」は解消可能額等を控除するため、上記の赤字額が直接反映しているわけではない